

JBFA クラブチームユニフォーム規程

特定非営利活動法人 日本ブラインドサッカー協会
大会・地域連携事業部

第1条 目的

- 1.1 本規程は、特定非営利活動法人日本ブラインドサッカー協会（以下「本協会」という）の加盟登録団体（以下「クラブチーム」）のユニフォームに関する事項について定める。

第2条 定義

- 2.1 本規程においてユニフォームとは、シャツ、ショーツ、およびストッキングの3点を総称したものという。
2.2 前項以外の、アイマスク、ヘッドギア等の装具の仕様等については装具規程に別途定める。

第3条 色彩

- 3.1 フィールドプレーヤーのユニフォームの前面と背面の主たる色彩は同じであるものとする。
3.2 シャツは以下の要件を満たすものでなければならない。
 3.2.1 袖があること
 3.2.2 審判員が常時着用するシャツの色と明確に判別し得る色彩であること
 3.2.3 アンダーシャツを着用する場合は、袖の色がシャツの袖の主たる色と同じ、もしくは、シャツの袖の主たる色と異なるアンダーシャツを着用する場合には、フィールドプレーヤー全員が同一色のアンダーウェアを着用すること
3.3 アンダーショーツまたはタイツを着用する場合は、その色はショーツの主たる色と同じ、もしくは、ショーツの主たる色と異なるアンダーショーツまたはタイツを着用する場合には、フィールドプレーヤー全員が同一色のアンダーショーツまたはタイツを着用すること
3.4 それぞれのゴールキーパーは、他のフィールドプレーヤー、審判員と区別し得る服装を着用しなければならない。

第4条 事前承認

- 4.1 クラブチームは、本協会が指定する公式競技会（以下「公式競技会」という）にて使用するユニフォームに関し、本協会の承認を事前に得なければならない。

第5条 使用義務

- 5.1 クラブチームは、公式競技会の試合においては、事前に登録したユニフォームを着用しなければならない。

第6条 チーム名

- 6.1 シャツにはチーム名をつけることができる。ただし、1か所に限るものとし、その面積は 300cm^2 以下とする。

第7条 チームエンブレム

- 7.1 シャツの胸部分には、チームエンブレムを1点つけることができる。ただし、その大きさは 100cm^2 以下とする。

第8条 選手番号

- 8.1 選手番号は事前に本協会に登録しなければならず、公式競技会期間中の変更は認めないものとする。
- 8.2 ユニフォームには選手番号が以下のように表示されていなければならない。
- 8.2.1 選手番号は、服地と明確に判別することができる色のものとし、服地が縞柄の場合には台地をつけるものとする
- 8.2.2 選手番号のサイズは、次のとおりとする
- 8.2.2.1 シャツ：前面は高さ $10\sim15\text{cm}$ の間、背中は高さ $25\sim35\text{cm}$ の間とし、それぞれ1か所ずつ表示すること
- 8.2.2.2 ショーツ：高さ $8\sim15\text{cm}$ の間とし、前面右下に1か所表示することができる
- 8.2.3 選手番号は整数の1から99を使用するものとし、0は認められない。

第9条 メーカー名の表示

- 9.1 ユニフォームのメーカー名またはメーカーマークの表示場所およびサイズは、それぞれ以下のとおりとする。
- 9.1.1 シャツ：胸に1か所表示でき、サイズは 20cm^2 以下とする
- 9.1.2 ショーツ：1か所表示でき、サイズは 20cm^2 以下とする
- 9.1.3 ストッキング：各2か所まで表示できる。ただし、各1か所ずつ表示する場合は、サイズはそれぞれ 20cm^2 以下、各2か所ずつ表示する場合は、サイズは1点につき 10cm^2 以下とする

第10条 選手名

- 10.1 シャツおよびショーツには、選手名を表示することができる。
- 10.2 前項の表示をする場所、サイズおよび文字の種類は、次のとおりとする。
- 10.2.1 場所：シャツ背中の選手番号上部または下部およびショーツ前面右下の選手番号上部または下部とする。
- 10.2.2 サイズ：シャツに表示する場合は1文字の高さを 7.5cm 以下し、ショーツに表示する場合は大きさを 50cm^2 以下とする。
- 10.2.3 文字の種類：アルファベットで表記する
- 10.3 選手名の表示を選手名以外にて行うことを希望する場合は、事前に本協会に申請し、承認を得なければならない。

第11条 広告の表示

- 11.1 ユニフォームに第三者のための広告を表示する場合には、スポンサーの名称および商品名等を、事前に所定の「広告掲出申請書」（別紙1）により本協会に届け出なければならない。
- 11.2 前項に基づく広告は、本条第4項に従い、シャツに10か所まで、ショーツに2か所まで表示することができる。ただし、1か所につき1社に限るものとし、原則として公式競技会期間中の変更は認めない。

- 11.3 以下の場合に限り 1st ユニフォームと 2nd ユニフォームとで異なる広告を表示することができる。
- 11.3.1 同一企業の異なる2商品名
- 11.3.2 企業名とその企業の商品名
- 11.4 本条第1項の広告を表示する場所およびサイズは、次のとおりとする。
- 11.4.1 前面:左胸、右胸および胸部中央に表示できるものとし、胸部中央部のサイズは 300cm^2 以下、左胸部、右胸部のサイズは 64cm^2 以下とする。
- 11.4.2 背中:選手番号上部および下部にそれぞれ1か所表示できるものとし、サイズは 200cm^2 以下とする。
- 11.4.3 袖 : 左右3か所ずつ表示できるものとし、サイズはそれぞれ合計で 150cm^2 以下とする。
- 11.4.4 ショーツ : 前後ならびに左右のいずれかに2か所表示できるものとし、サイズはそれぞれ 80cm^2 以下とする
- 11.5 本協会は広告表示について、以下に定める制限をすることができる。
- 11.5.1 競技規則及び大会要項等による、クラブチームの広告掲示の制限
- 11.5.2 掲示される広告が公序良俗に反するものである場合
- 11.5.3 掲示された広告が不適当であると本協会が判断した場合
- 11.5.4 本条第1項に基づき承認された広告に対し、大会要項等により別途広告掲出料の支払いが発生した場合には、クラブチームは本協会の指示に従うものとする。
- 11.6 ユニフォームに本協会が指定するキャンペーンマークその他の広告以外のものを表示する場合にも、原則として前項のサイズによるものとする。

第12条 キャプテンマーク

- 12.1 クラブチームのキャプテンは、キャプテンであることを明確に表示するアームバンドを着用しなければならない。

第13条 その他表示できるもの

- 13.1 シャツには、以下のものを表示することができる。
- 13.1.1 左右の袖いずれか1か所にホームタウン名または活動区域を表示することができる。ただし、大きさは 50cm^2 以下とする。
- 13.1.2 いずれか1か所に、チームシンボルを表示することができる。ただし、大きさは 50cm^2 以下とする
- 13.2 選手番号には、チームエンブレムまたはチーム名を、各数字の下辺中央部に1か所に入れることができる。ただし、高さは 4cm 以下とする。
- 13.3 ショーツには、次のいずれかのものを1か所表示することができる。
- 13.3.1 チーム名。ただし、大きさは 50cm^2 以下とする。
- 13.3.2 チームエンブレム。ただし、大きさは 50cm^2 以下とする。
- 13.4 ストッキングには、次のいずれかのものを表示することができる。
- 13.4.1 選手番号。ただし、左右各1か所とし、大きさはそれぞれ 50cm^2 以下とする。
- 13.4.2 チーム名。ただし、左右各1か所とし、大きさはそれぞれ 50cm^2 以下とする。
- 13.4.3 チームエンブレム。ただし左右各2か所までとし、大きさは片方につき合計で 50cm^2 以下とする。

13.5 シャツには、以下の各号の試合関連情報を表示することができる。ただし、場所はシャツ前面の胸の位置で、サイズは 50cm^2 以下とし、1文字の高さは 2cm を超えてはならない。

13.5.1 開催日

13.5.2 対戦カード

13.5.3 会場名

13.5.4 前各号のほか、本協会の承認を得た事項

第14条 移行期間

14.1 前条にかかわらず、本規程の施行後2018年9月1日から2019年7月31日までは、大会主催者の許可を得た場合は、改正前の規程や例外を適用することができる。

第15条 疑義

15.1 ユニフォームについて疑義の発生が予期できる場合、クラブチームは事前に本協会に相談し、解決を図るものとする。

第16条 施行・改訂

16.1 本規程は、2018年9月1日から施行する。

16.2 本規程の改定は、理事会の承認により、これを行う。

16.3 改訂履歴

16.3.1 2018年9月1日

広告掲出申請書

申請日： 年 月 日

JBFA クラブチームユニフォーム規程（以下「本規程」という）に基づき、ユニフォームに広告を掲出することを申請します。

チーム名	
チーム代表者氏名	
担当者名	
担当者連絡先	Tel:
	Email:

広告掲出開始時期	年 月 日	
掲出箇所	掲出広告社名	掲出広告社名

※本規程に定める掲出場所、サイズを遵守すること。

※掲出する広告内容のわかる資料を提出すること。

※掲出箇所が多い際は行を追加してください。

<以下、特定非営利活動法人日本ブラインドサッカー協会記入>

承認日： 年 月 日

担当者：